

平成25年度
あおもりの
農村整備

青 森 県

元気あふれる自主自立の 農業・農村の創造を目指して

青森県では、我が国有数の食料供給県としての地位を確固たるものにするため、農林水産物の生産、加工食品の製造、流通・販売、料理の提供まで含めた「食」に関する全ての産業を「食産業」と位置付け、「攻めの農林水産業」を軸に、生産から加工・販売まで結びつけた6次産業化を進め、生産者や農業関係者の所得アップを図っています。

農業農村整備は、「攻めの農林水産業」の強力かつ着実な推進に資するため、安全・安心な食料を安定的に供給するための農業生産基盤づくりや農業水利施設の長寿命化、農業・農村の多面的機能の発揮に向けた農村の地域資源の適切な保全管理や農村生活環境の整備などを図ることにより、「元気あふれる自主自立の農業・農村の創造」を目指しています。



整備されたほ場の
野木地区（青森市）



樹園地農道の整備
うちやま
内山地区（平川市）



魚道の整備
みなみざわ
 南沢地区（外ヶ浜町）



樹園地農道の整備
 野沢2期地区（青森市）



農地・水保全管理支払交付金による共同活動
 三本木地域水土里保全会（おいらせ町）

CONTENTS

1	青森県の概要	1
(1)	位置・面積	1
(2)	地勢	1
(3)	気象	1
2	青森県の農業・農村の概要	4
(1)	農業の状況	4
(2)	農家の状況	5
(3)	農地の状況	7
(4)	農地の整備状況	8
(5)	農村の整備状況	9
(6)	県の予算	10
3	攻めの農林水産業の推進	13
4	青森県農業農村整備の展開方向	15
(1)	趣旨	15
(2)	施策体系	15
(3)	具体的な方向性	16
5	環境公共	21
(1)	あおり環境公共推進基本方針	21
(2)	「環境公共」の取組事例	23
(3)	「環境公共」の情報発信	24
(4)	「環境公共」を支える技術	25
6	その他の取組	26
7	事業負担区分一覧	27
8	組織図	30
9	関係機関一覧	31

表紙写真：

砂沢ため池から眺める残雪の岩木山

1 青森県の概要

(1) 位置・面積

青森県は、本州の最北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と相対し、東は太平洋、西は日本海に囲まれ、南は秋田県・岩手県に接しています。

青森市から東京都までは、鉄道距離（奥羽本線・東北新幹線）で約720kmとなり、これは東京都から岡山市（733km）までとほぼ同じ距離です。

また、東京までの移動時間は、鉄道では東北新幹線で約3時間、自動車では東北縦貫自動車道を使うと約8時間、飛行機では青森空港から約1時間となっています。

面積は、9,644km²（全国第8位）で全国の2.6%を占めていますが、人口密度は全国第42位となっており、我が国の中では広大で豊かな自然が残っている地域に属します。

(2) 地 勢

地勢は、中央の奥羽山脈を境として、東部地域（通称県南地域）では、火山灰に覆われた台地や段丘が広く分布するのに対し、西部地域（通称津軽地域）では、広大な沖積低地と出羽山脈の延長にある山地が大部分を占めています。

また、中央山地、西部山地及び津軽半島の山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の首部から十和田市、八戸市に及ぶ東部地域には丘陵地が形成されています。

このため、総合的な土壌生産力の強い耕地が多く、また、畑地は黒ボク土が大半を占め、特に東部地域ではこの有効土層が厚いため、根菜類に適しています。

(3) 気 象

本州最北端にあるため、冷涼型の気候であり、短い夏と長い冬が特色です。また、山脈、半島、陸奥湾など複雑な地形や海流の関係で、同じ県内でも東部地域と西部地域では、その様相を異にしていることも特徴的です。

夏季は、北太平洋に発達する高気圧により、東部地域では春の終わりから夏にかけて偏東風（通称ヤマセ）が吹き込むため、低温の日が多く、冷害に見舞われやすい一方で、西部地域は一般的に気温が高く、比較的気象に恵まれています。

冬季は、大陸高気圧の影響により北西の季節風が卓越するため、西部地域は気候不良で多雪となりますが、東部地域は冷え込みが厳しいものの、西部地域に比べると晴天の日が多く、降雪量も少なくなっています。

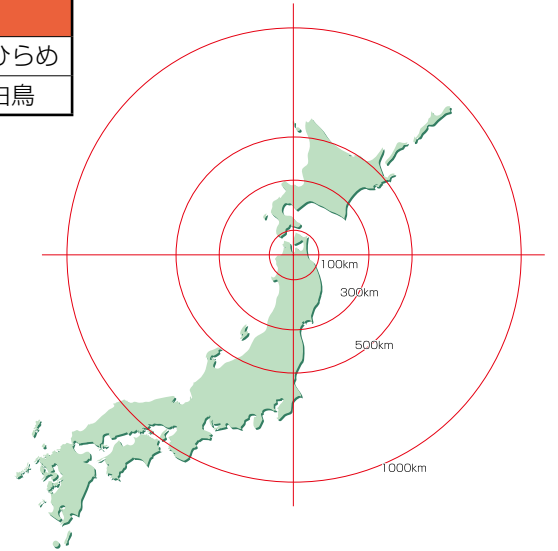
このため、西部地域は恵まれた気温や日照を生かしたりんごの産地となっており、東部地域は夏季冷涼な条件を生かした野菜生産や畜産が盛んに行われています。

青森県庁	
経度	140° 44' 24"
緯度	40° 49' 28"

青森県のシンボル	
県の花：りんご	県の魚：ひらめ
県の木：ヒバ	県の鳥：白鳥

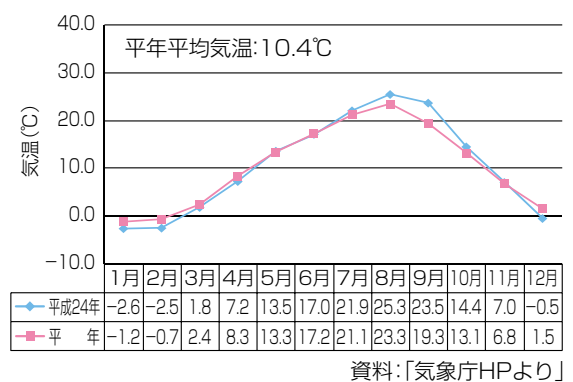
東端 (三戸郡階上町大字道仏字小舟渡地内)		西端 (西津軽郡深浦町大字深浦字久六)	
経度	141° 41' 00"	経度	139° 29' 49"
緯度	40° 27' 07"	緯度	40° 32' 03"

南端 (三戸郡田子町大字遠瀬地内)		北端 (下北郡大間町大字大間字弁天島)	
経度	141° 00' 46"	経度	140° 54' 42"
緯度	40° 13' 04"	緯度	41° 33' 22"

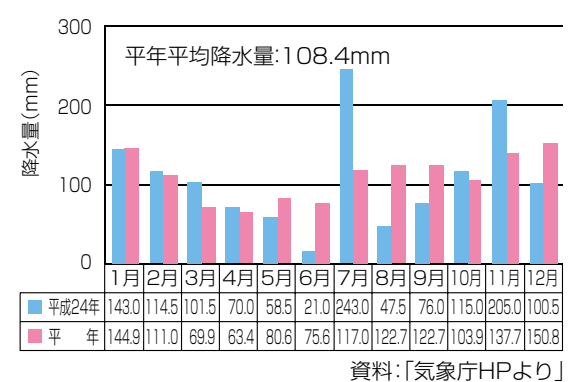


数字で見る青森県

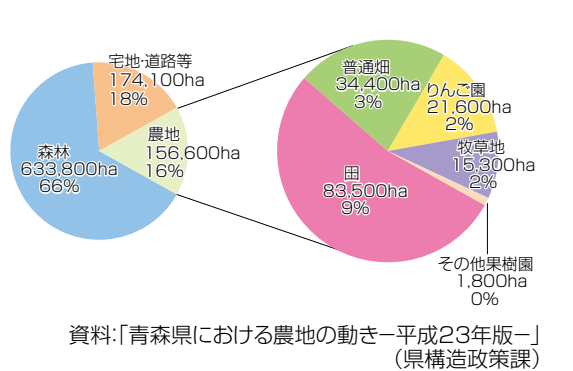
平均気温 (青森市)



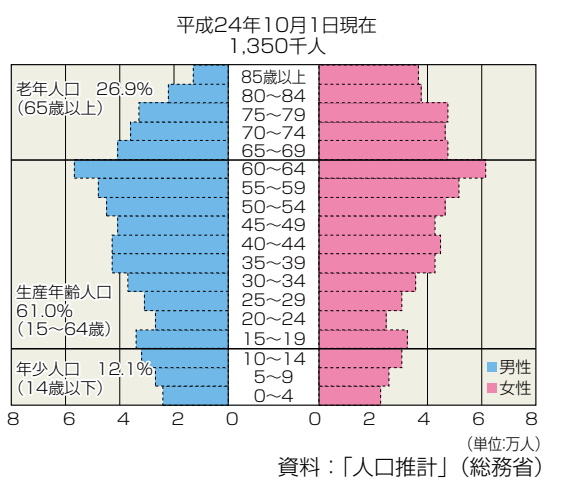
降水量 (青森市)



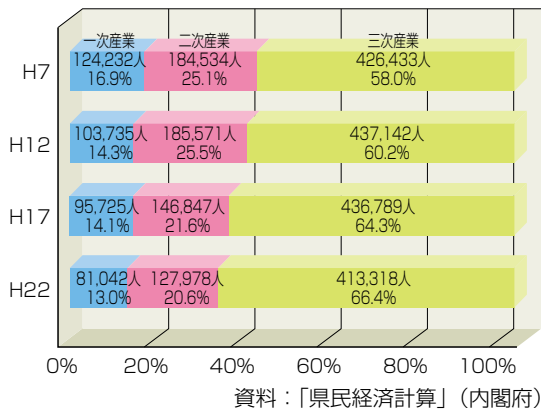
土地利用面積 (H23)



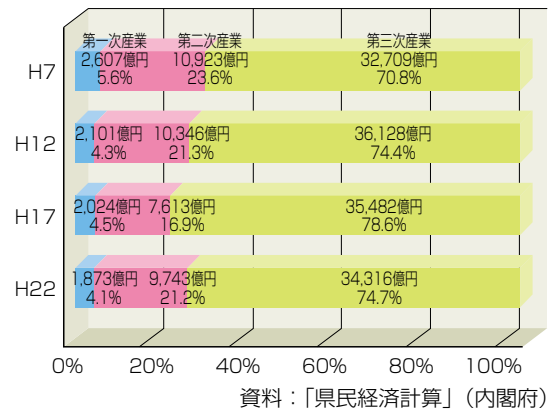
人口 (H24)



産業別就業人数



産業別総生産額



全国と比較した本県の各種数値と順位

項目	単位	青森県	全国	順位	調査年
総面積	km ²	9,644	377,959	8	H24
総人口	千人	1,350	127,515	31	H24
年齢別構成	0～14歳	12.1	13.1	31	H24
	15～64歳	61.0	63.8	31	H24
	65歳以上	26.9	23.3	29	H24
人口密度	人/km ²	140	337	42	H24
世帯数	千世帯	513	51,951	31	H22
就業者数	千人	640	59,611	29	H22
就業構成	第1次	13.0	4.2	1	H22
	第2次	20.6	25.2	40	H22
	第3次	66.4	70.6	29	H22
事業所数		70,021	6,356,329	30	H21
県(国)内総生産	十億円	4,417	473,859	28	H21
1人当たり県(国)所得	千円	2,366	2,676	33	H21

資料：「国勢調査」「経済センサス」「人口推計」(総務省)
 「国民経済計算」「県民経済計算」(内閣府)
 「全国都道府県市町村別面積調」(国土交通省国土地理院)

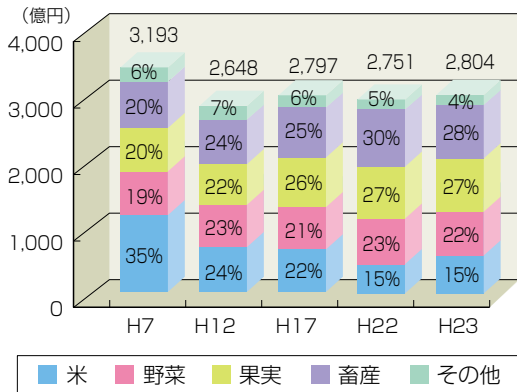


県産品PR用イメージキャラクター「決め手くん」

2 青森県の農業・農村の概要

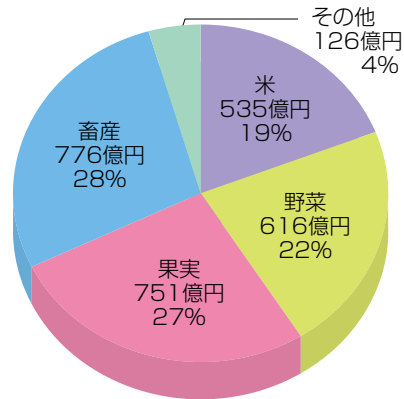
(1) 農業の状況

■ 農業産出額の推移



資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

■ 農業産出額の内訳 (H23)



資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

■ 主な農産物産出額と構成比 (H23)

順位	農産物	産出額 (億円)	構成比 (%)	備考
1	りんご	714	25.5	青森県の農業産出額計 2,804 億円
2	米	535	19.1	
3	豚	240	8.6	
4	プロイラー	176	6.3	
5	鶏卵	162	5.8	
6	肉用牛	111	4.0	
7	やまのいも	109	3.9	
8	にんにく	106	3.8	
9	だいこん	86	3.1	
10	ごぼう	76	2.7	

資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

■ 食料自給率 (H23概算値)

順位	都道府県名	カロリーベース (%)	備考
1	北海道	191	全国：39%
2	秋田県	178	
3	山形県	132	
4	青森県	112	
5	岩手県	104	
6	新潟県	102	
7	佐賀県	99	
8	鹿児島県	85	
9	富山県	77	
10	栃木県	75	

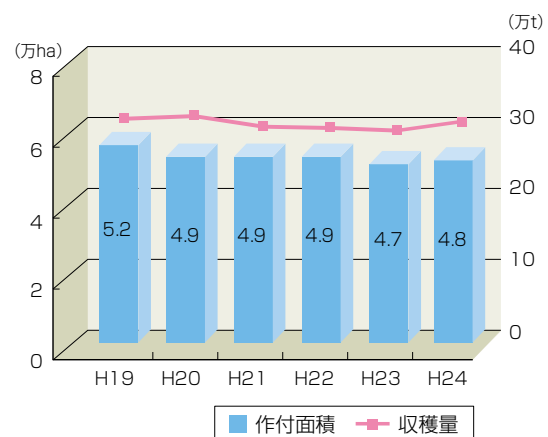
資料：「食料自給率の部屋」(農林水産省)

■ 農産物の全国ランキング (H23)

項目	順位	収穫量 (t)
ながいも	第1位	60,000
にんにく		14,000
ごぼう		50,100
りんご	第2位	367,600
くるみ		38
マルメロ		24
なたね (子実用)	第3位	340
だいこん		132,000
かぶ		8,570
ネクタリン	第4位	97
ブルーベリー		457
にんじん		41,900
西洋なし		1,710

資料：「ピカイチデータ100!」(県統計分析課)

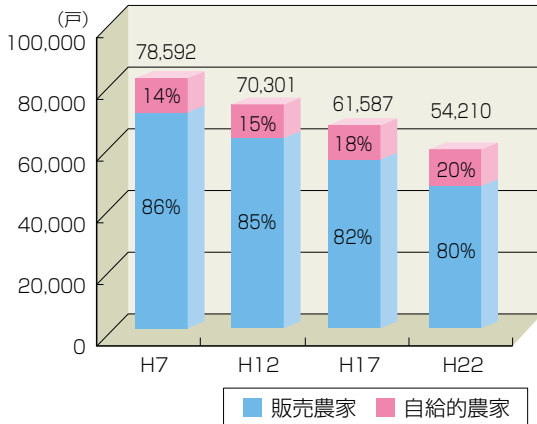
■ 水稲作付面積と収穫量



資料：「作物統計」(農林水産省)

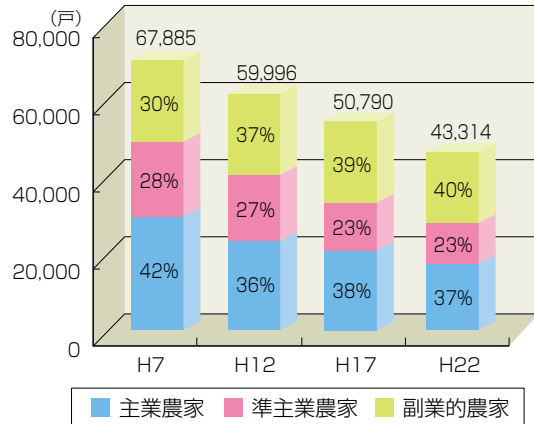
(2) 農家の状況

■農家数（販売農家・自給的農家）



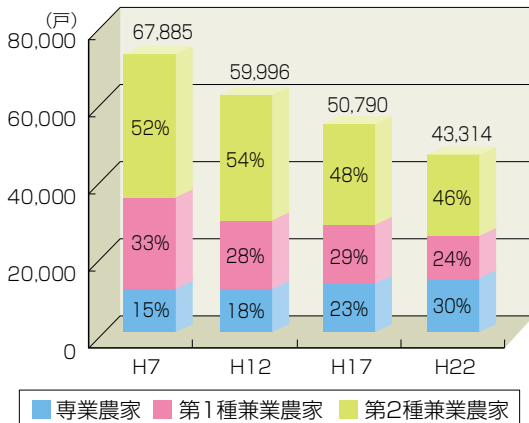
資料：「農林業センサス」(農林水産省)

■主副業別農家数（販売農家）



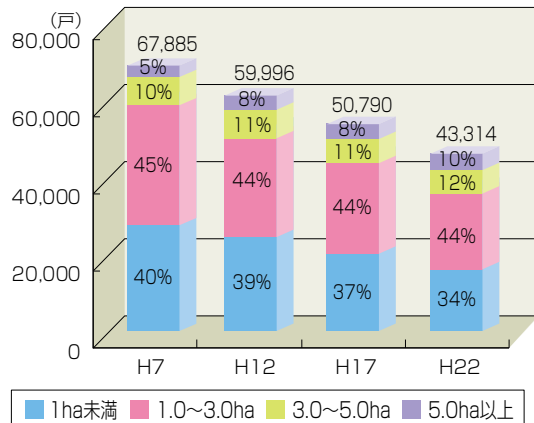
資料：「農林業センサス」(農林水産省)

■専兼業別農家数（販売農家）



資料：「農林業センサス」(農林水産省)

■経営耕地規模別農家数（販売農家）



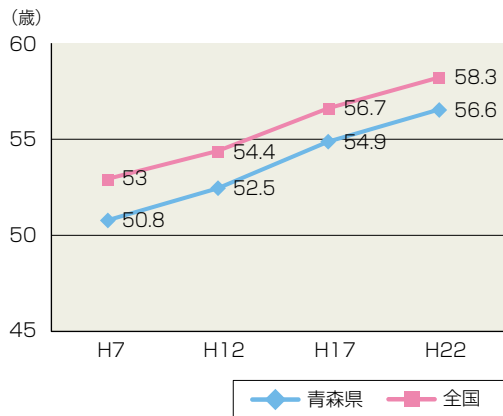
資料：「農林業センサス」(農林水産省)

農家	経営耕地面積が10アール以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業を行う世帯
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家
自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家
主業農家	農業所得が主（農業所得が農外所得以上）で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50パーセント未満が農業所得）で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家、準主業農家以外の農家）

専業農家	世帯員の中に兼業従事者（1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家

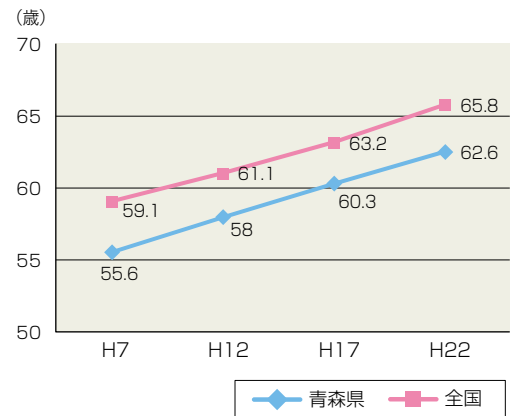
農業従事者等の平均年齢（販売農家）

農業従事者（男女計の平均年齢）



資料:「農林業センサス」(農林水産省)

農業就業人口（男女計の平均年齢）

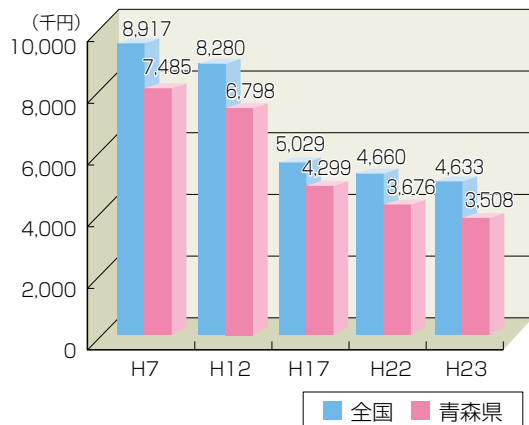


資料:「農林業センサス」(農林水産省)

農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、1年間に自営農業に従事した者
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者

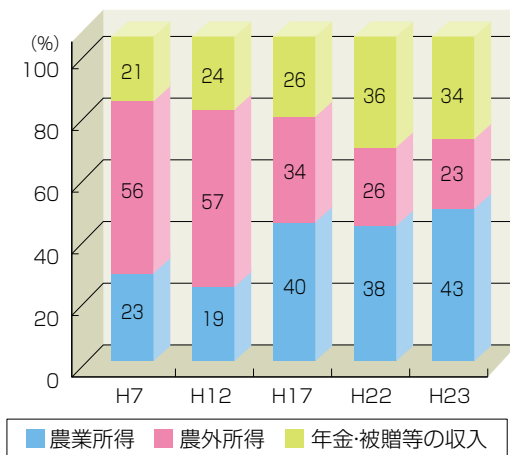
農家所得

農家総所得*



資料:「農業経営動向統計」(農林水産省)

農家総所得の構成比*（青森県）

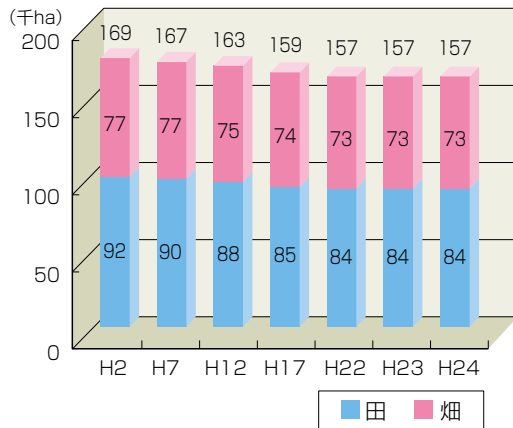


資料:「農業経営動向統計」(農林水産省)

*「平成15年以前の結果は、調査体系の見直しを行っているため、平成16年以降とは接続しない。」

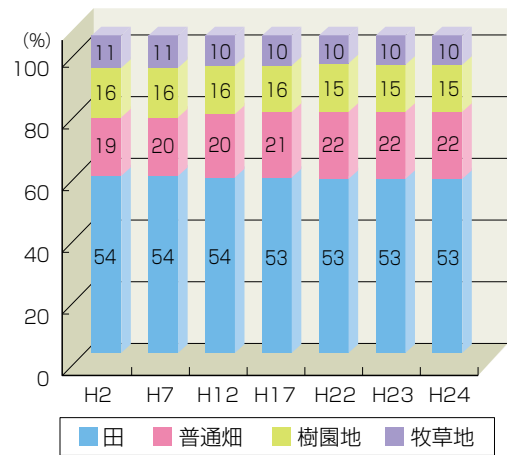
(3) 農地の状況

■ 耕地面積



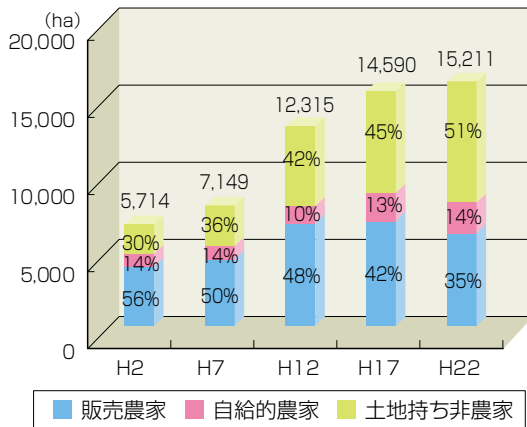
資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

■ 耕地種類別面積の構成比



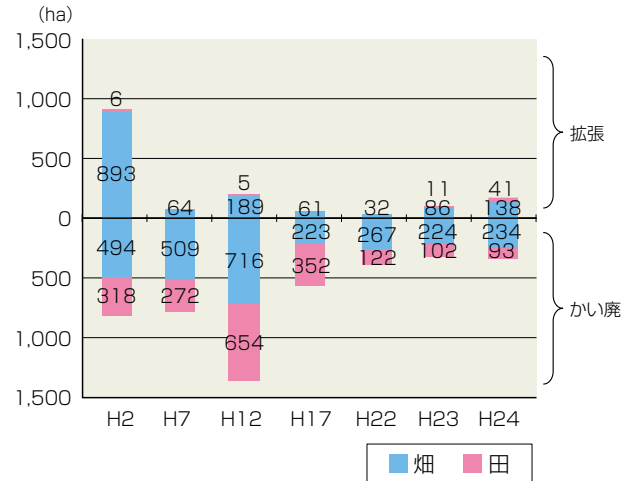
資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

■ 耕作放棄地面積



資料：「農林業センサス」(農林水産省)

■ 耕地の拡張・かい廃面積



資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

(4) 農地の整備状況

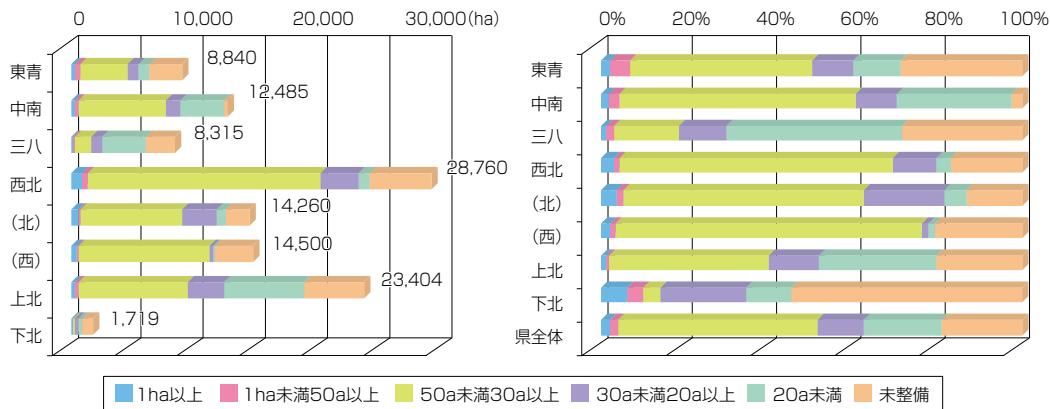
■水田の整備状況 (管内別)

地域	水田面積	整備済							未整備	
		面積 (ha)	1ha以上	1ha未満 50a以上	50a未満 30a以上	30a未満 20a以上	20a以上 整備率	20a未満	面積 (ha)	率 (%)
東青	8,840	6,295	186	427	3,813	878	60.0%	991	2,545	28.8%
中南	12,458	12,147	217	331	6,991	1,197	70.1%	3,412	311	2.5%
三八	8,315	5,947	111	158	1,260	945	29.8%	3,472	2,368	28.5%
西北	28,760	23,918	862	391	18,698	2,988	79.8%	979	4,842	16.8%
(北)	14,260	12,396	538	217	8,149	2,733	81.6%	760	1,864	13.1%
(西)	14,500	11,522	325	174	10,549	255	77.9%	220	2,978	20.5%
上北	23,404	18,615	276	200	8,816	2,842	51.8%	6,481	4,789	20.5%
下北	1,719	777	108	64	74	349	34.5%	183	942	54.8%
合計	83,496	67,699	1,759	1,571	39,651	9,199	62.5%	15,519	15,797	18.9%

注) 1. 整備済面積は、平成22年度までの「東北農政局調べ」面積に、平成23,24年の整備面積を合算したものの。

2. 水田面積は「作物統計調査」(農林水産省)による。

資料：県農村整備課



■大区画水田の整備状況 (50ha以上)

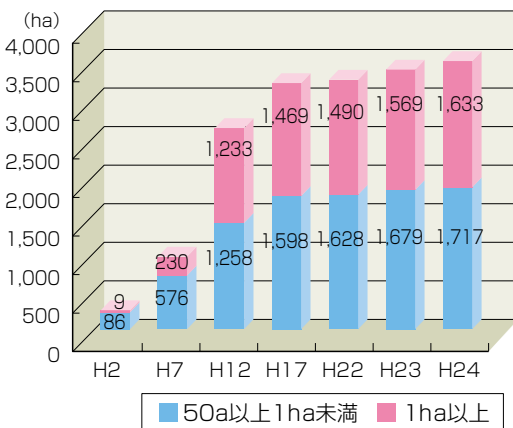
年度別整備実績 (H2～H24)

単位：ha

区分	H2～9まで	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
50a以上1ha未満	797	142	163	156	78	127	88	42	5
1ha以上	764	87	226	156	87	52	70	27	0
計	1,561	229	389	312	165	179	158	69	5
区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計	
50a以上1ha未満	0	4	2	13	11	51	38	1,717	
1ha以上	0	0	0	8	13	79	64	1,633	
計	0	4	2	21	24	130	102	3,350	

資料：青森県農村整備課

整備状況の推移 (H2～H24)



注) 1. 整備済面積は「第2次水田整備状況調査 (平成元年3月31日)」における整備済面積に平成元年度～平成24年度までの整備実績を加算したもので、整備済地域のかい廃は考慮していない。

2. 上記、「水田の整備状況 (管内別)」とは調査方法が異なるため、数字にズレがある。

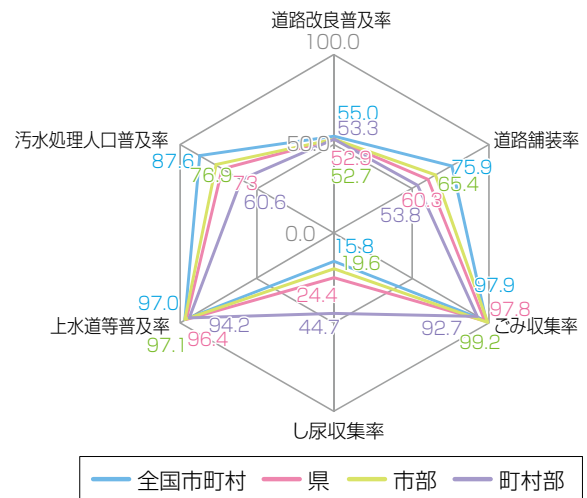
(5) 農村の整備状況

■市部と町村部の生活環境施設の整備状況

単位：%

区分	道路改良普及率	道路舗装率	ごみ収集率
全国市町村	55.0	75.9	97.9
県	52.9	60.3	97.8
市部	52.7	65.4	99.2
町村部	53.3	53.8	92.7
区分	し尿収集率	上水道等普及率	汚水処理人口普及率
全国市町村	15.8	97.0	87.6
県	24.4	96.4	73.0
市部	19.6	97.1	76.9
町村部	44.7	94.2	60.6

資料：「公共施設状況調べ（平成17年度）」（総務省）
 「平成21年度公共施設状況調査」（県市町村振興課）
 「都道府県別汚水処理人口普及状況（平成23年度末）」（国土交通省）
 「平成23年度末青森県汚水処理人口普及状況総括表」（県都市計画課）



■集落基盤整備事業と農業集落排水事業の実施状況

集落基盤整備事業

項目	数値
実施市町村数	32
完了地区数	107

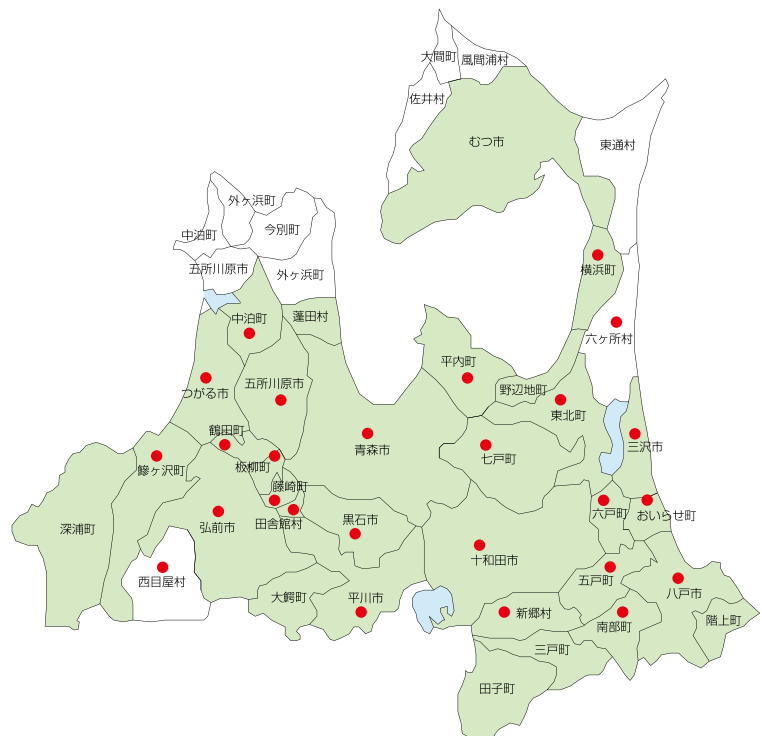
（平成25年3月31日現在）

農業集落排水事業

項目	数値
実施市町村数	26
対象集落数	382
計画戸数	38,571
計画人口	164,792
供用戸数	25,814

（平成25年3月31日現在）

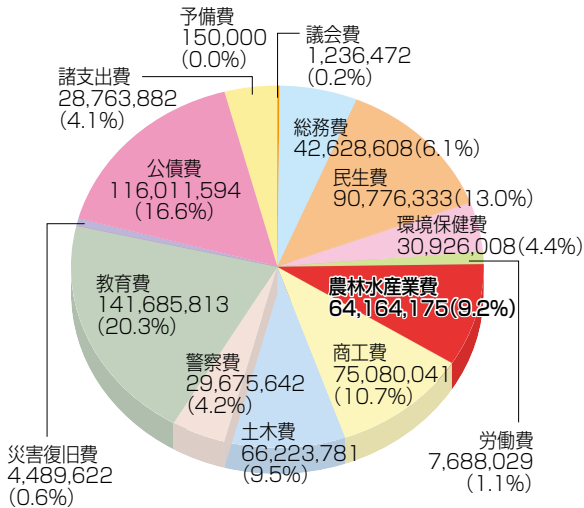
- 平成24年度までの集落基盤整備事業実施市町村
- 平成24年度までの農業集落排水事業実施市町村



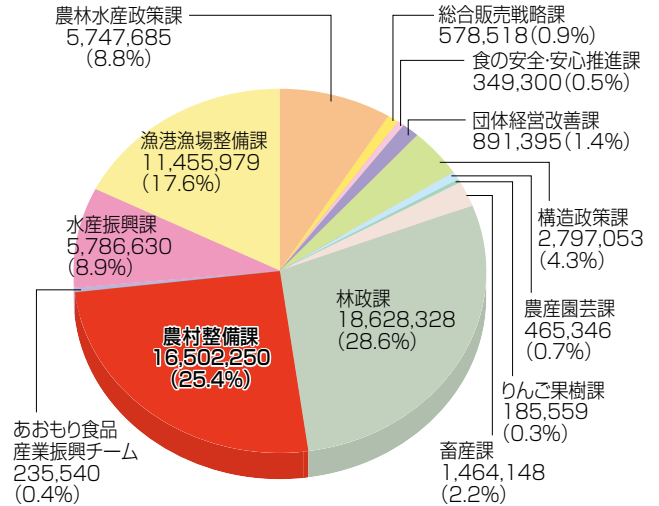
※ 完了地区には、農村総合モデル事業（昭和49年度～平成7年度）、農村総合整備事業（平成7年度～平成18年度）、農村振興総合整備事業（平成13年度～平成22年度）の完了地区数を含む。

(6) 県の予算

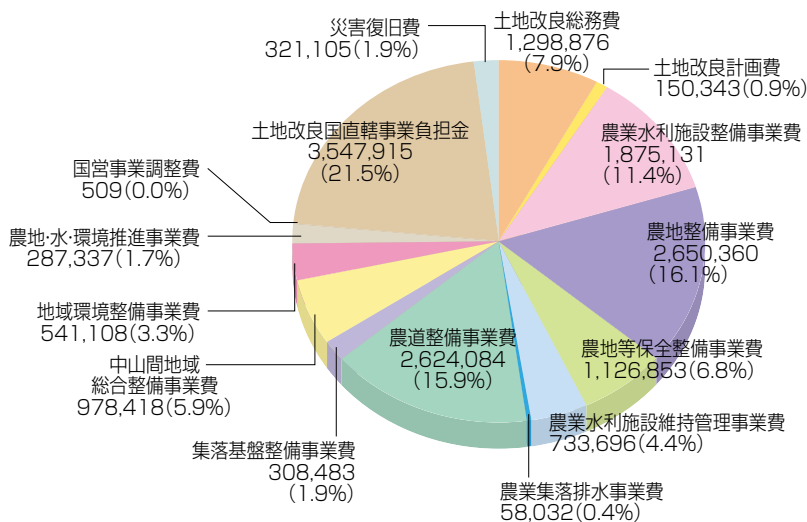
■平成25年度 県予算
(一般会計：699,500,000千円)



■平成25年度 農林水産部予算
(一般会計：65,087,731千円)



■平成25年度 農業農村整備事業予算
(県予算：16,502,250千円)

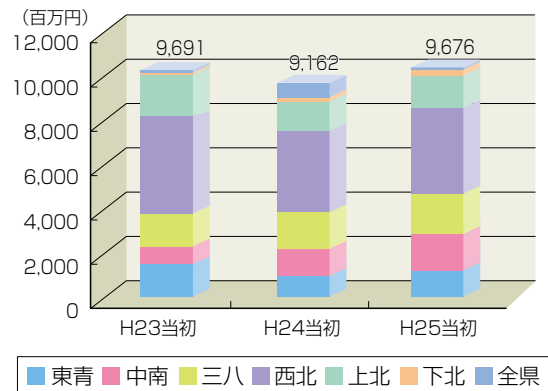


■一般公共事業費の推移 (県予算ベース)

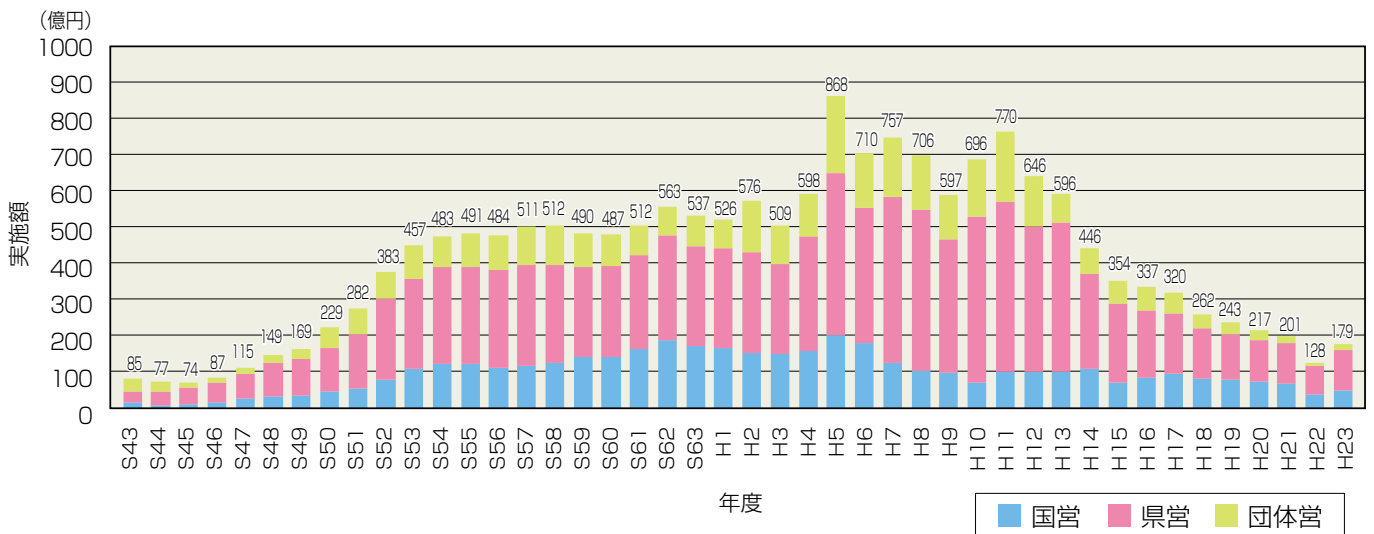
単位：百万円

管内	H23当初	H24当初	H25当初	H25/H24
東青	1,396	912	1,088	119%
中南	748	1,139	1,553	136%
三八	1,365	1,512	1,723	114%
西北	4,120	3,426	3,568	104%
上北	1,845	1,383	1,429	103%
下北	137	167	196	117%
全県	80	623	121	19%
計	9,691	9,162	9,676	106%

※全県の事業費は、「基幹水利施設ストックマネジメント事業(機能診断)」「維持管理適正化事業」「農業体質強化基盤整備促進事業(団体営)」の事業費からなる。



■農業農村整備事業実施額の推移



■平成25年度 農業農村整備事業 総括表

国営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H24年度まで	H25年度
かんがい排水事業	3	53,830,000	44,290,598	2,740,000
国営事業 計	3	53,830,000	44,290,598	2,740,000

県営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H24年度まで	H25年度
かんがい排水事業（国営附帯）	1	4,529,000	3,202,600	406,765
かんがい排水事業（一般）	2	1,810,000	1,270,895	60,824
基幹水利施設ストックマネジメント事業	7	1,641,159	125,299	299,185
畑地帯総合整備事業	5	7,454,219	3,685,541	875,642
広域農業用水適正管理対策事業	1	41,000	29,347	5,068
経営体育成基盤整備事業	18	13,807,980	4,691,571	1,745,206
農業体質強化基盤整備促進事業	11	685,590	0	685,590
防災ダム事業	1	261,547	0	23,519
ため池等整備事業	9	2,249,606	454,240	217,549
湛水防除事業	1	1,811,650	1,735,619	24,330
地すべり対策事業	4	1,625,270	1,058,653	240,257
農業用河川工作物応急対策事業	4	964,935	116,938	117,595
水質保全対策事業	1	173,000	49,218	12,165
特定農業用管水路等特別対策事業	1	110,000	60,472	28,385
海岸保全施設整備事業	2	1,160,296	197,610	173,318
震災対策農業水利施設整備事業	2	384,117	203,760	140,911
農村災害対策整備事業	1	190,585	0	39,739
広域営農団地農道整備事業	4	10,348,290	6,862,693	1,080,657
一般農道整備事業	7	2,586,761	2,156,524	190,788
通作条件整備事業	23	5,260,068	1,280,158	1,262,333
集落基盤整備事業	3	3,580,319	2,725,277	299,694
中山間地域総合整備事業	5	6,917,761	3,853,650	224,087
農業水利施設魚道整備促進事業	3	962,000	596,588	175,251
小水力活用農村活性化発電施設整備事業	1	300,000	0	298,000
県営事業 計	117	68,855,153	34,356,653	8,626,858

※ため池等整備事業には「ため池等農地災害危機管理対策事業」14,192を含む

団体営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H24年度まで	H25年度
基盤整備促進事業	5	246,000	99,000	115,000
団体営農業集落排水事業	3	2,266,500	798,207	384,800
団体営事業 計	8	2,512,500	897,207	499,800

県営・団体営事業の合計

単位：千円

県営・団体営事業 合計	124	71,367,653	35,253,860	9,126,658
--------------------	------------	-------------------	-------------------	------------------

※事業費は平成25年度当初予算で、「工事雑費」を含み「事務費」を除く。

3 攻めの農林水産業の推進

新たな「攻めの農林水産業推進基本方針」

青森県では、平成16年度から農林水産業の振興策として、消費者が求める安全・安心で良質な農林水産物やその加工品を生産し、強気に売り込んでいく販売重視の「攻めの農林水産業」を展開してきました。

これまでの取組により、国内大手量販店での県産品の取扱品目や販売金額が大幅に伸びるなど着実な成果が現れてきているものの、輸入農産物の増大や激化する産地間競争など、新たな環境の変化が生じています。

そこで、これらの課題に的確に対応し、次代を勝ち抜いていくため、「攻めの農林水産業」の更なるグレードアップを目指し、新たな「攻めの農林水産業推進基本方針」を策定し、推進しています。

農林水産業を取り巻く環境

厳しい販売環境

- 消費の多様化
- 大量の農林水産物の輸入
- 産地間競争の激化
- 安全・安心な「食」への消費者ニーズの高まり

新たな環境変化

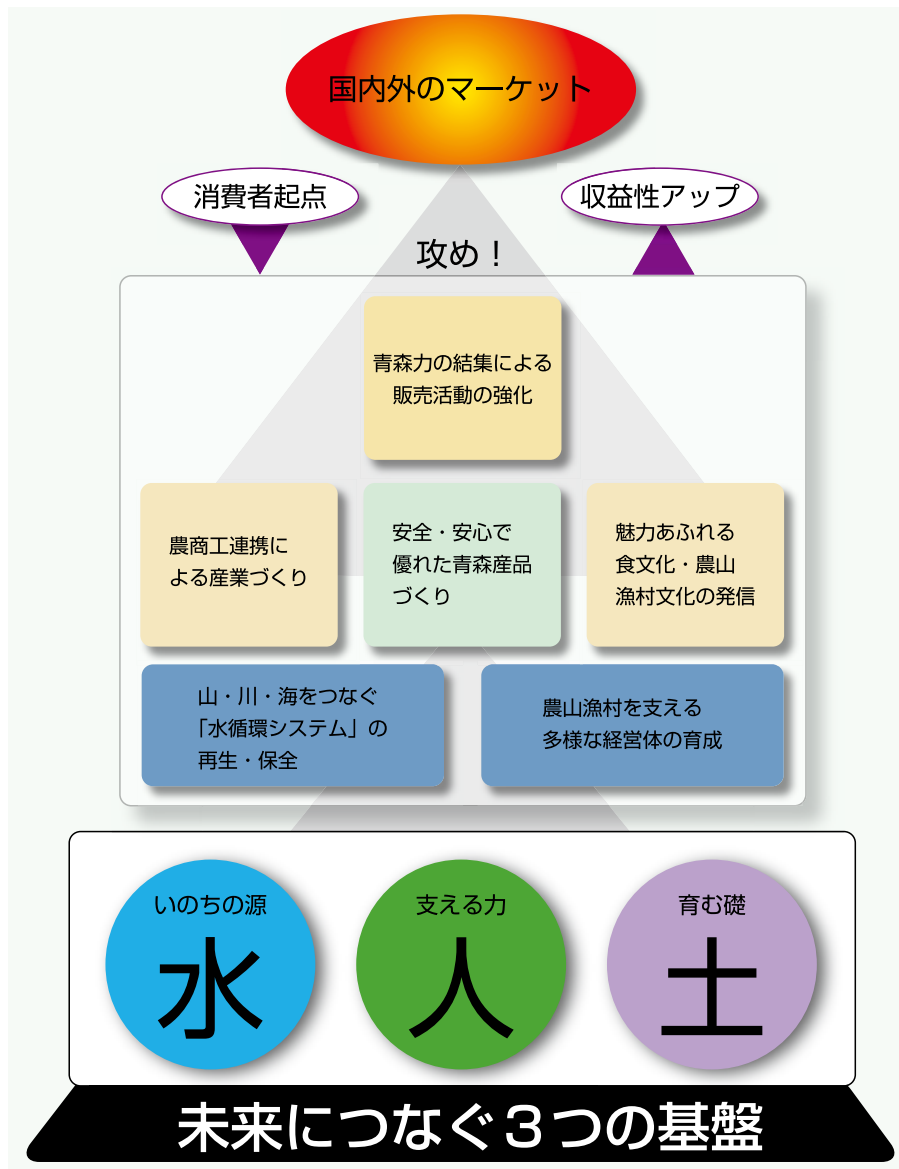
- 燃油・肥料等の価格の高騰
- 世界的な穀物価格の高騰
- 人口減少社会への移行
- 地球温暖化

「攻めの農林水産業」のグレードアップ

<グレードアップのポイント>

- ① 取り組むべき事項をより具体的に示すことで方向性を明確化
- ② 販売対策では、消費者視点での商品力アップと民間団体の結集による販売力の強化、地産地消の取組の拡大
- ③ 生産対策では、「いいモノづくり」の強化、食料自給率向上対策、地球温暖化や肥料・資材高騰への対応を新たに追加
- ④ 基盤づくりとして「環境公共」を新たに位置づけ
- ⑤ 地域の農地や雇用の受け皿ともなる集落営農組織の法人化・企業化など農山漁村を支える担い手対策や女性の起業強化
- ⑥ 東北新幹線全線開業効果を活かした情報発信とグリーン・ツーリズムの強化
- ⑦ 県産農水産物を活用した食品加工や豊富なバイオマスを活用した新たな産業づくりを強化

攻めの農林水産業のイメージ



平成21年度からの「攻めの農林水産業」については、未来につながる「水」と「土」と「人」の3つの基盤づくりを進めながら、生産から流通・販売までを結び付け、収益性のアップを図ることを基本に、消費者起点に立った安全・安心で優れた県産農林水産物やその加工品を生産し、売り込んでいくという販売を重視する振興策と位置づけ、次の6本の施策を柱にして各種施策を展開しています。

- (1) 青森力の結集による販売活動の強化
- (2) 安全・安心で優れた青森産品づくり
- (3) 山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全
- (4) 農山漁村を支える多様な経営体の育成
- (5) 魅力あふれる食文化・農山漁村文化の発信
- (6) 農商工連携による産業づくり

4 青森県農業農村整備の展開方向

(1) 趣 旨

農業農村整備では、農地や農業用排水路などの農業生産基盤及び農業集落道路や農業集落排水処理施設などの農村生活環境基盤を整備し、これらの施設を適切に維持管理することにより、食料の生産・供給だけではなく、自然環境や県土の保全、美しい農村景観の形成などを図ってきました。

しかし、今日の農業・農村を取り巻く情勢は、国際化の進展や人口減少、少子・高齢化の急激な進行などを背景に大きく変化しています。

そのため、こうした情勢の変化に的確に対応し、本県の農業・農村の持続的な発展に向けた農業農村整備の中期的展開方向を明らかにするために、「あおり水土里づくり推進プラン（H21.2）」を策定しており、「食料の安定供給の確保」と「農業・農村の多面的機能の発揮」を柱に、効果や効率性などの多角的な視点により施策を展開していきます。

ア 「食料の安定供給の確保」に向けて

食料の安定供給の確保のためには、担い手を中心とする戦略的な農業の展開が必要です。

このため、農業農村整備の展開に当たっては、基盤整備を契機とした担い手への農地の集積や担い手の育成に資する生産基盤整備を推進します。

また、食料の生産に不可欠な農業用水の確保については、既存の農業水利施設の有効利用の観点から、施設の長寿命化の取組を推進します。

イ 「農業・農村の多面的機能の発揮」に向けて

農業・農村は、食料の安定供給のほか、県土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的な機能を持っています。

しかし、農村地域の過疎化や高齢化、混住化の進展等により、集落機能や農村の活力・地域防災力が低下し、多面的機能の維持が困難になっています。

このため、多面的機能の発揮に向けて、多様な主体による新たな地域コミュニティを構築し、農村の地域資源の適切な保全管理を推進します。

また、農村生活環境の整備、農地等の防災対策、田園自然環境の整備などの取組により、活力ある安全・安心な農村づくりを推進します。

(2) 施策体系



(3) 具体的な方向性

ア 担い手への農地の集積の促進

(ア) 取組内容

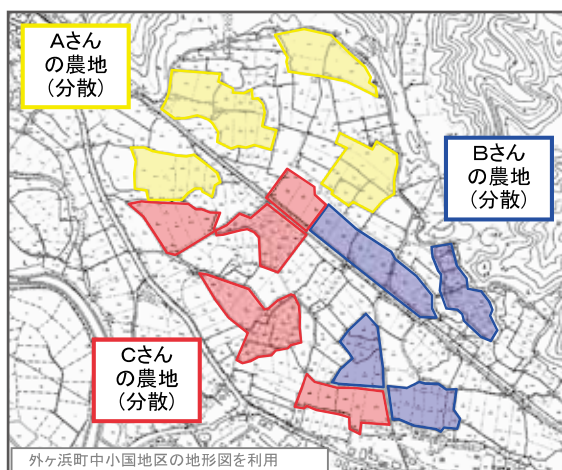
● 基盤整備を契機とした農地の面的集積の推進

県内農業の一層の体質強化を図るためには、担い手の経営規模を更に拡大し、効率的な営農を実現していくことが必要です。

このため、ほ場整備などの基盤整備を実施し、これを契機に担い手に対して面的なまとまりのある形での農地の集積を促進します。

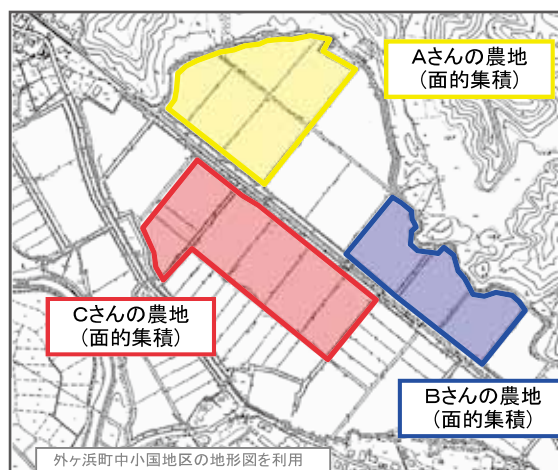
これにより、食料供給力の重要な基盤である農地の効率的利用が図られ、ぜい弱化した農業生産構造の改革が加速化されます。

基盤整備前のイメージ



担い手の農地が分散しており、非効率的な営農を強いられています。

基盤整備後のイメージ



基盤整備を契機として、担い手の農地が面的に集積され、効率的な営農が実現されます。

(イ) 取組事業

● 経営体育成基盤整備事業



経営体育成基盤整備事業
ちびき
地引地区 (南部町、H23～28)



経営体育成基盤整備事業
ほら・いいとよ
原・飯豊地区 (田子町、H23～28)

イ 担い手の育成に資する生産基盤整備の推進

(ア) 取組内容

●担い手を重視した基盤整備の推進

担い手への農地の面的集積の促進や、水田経営所得安定対策の導入による麦・大豆等の生産振興に対応し、意欲的かつ安定的な担い手を育成するため、区画整理や暗渠排水などの実施による水田の汎用化を推進します。

●地域の多様な農業戦略に対応した畑地帯の整備の推進

担い手が中心となって、米だけに依存しない効率的な農業経営を展開するとともに、高品質で付加価値の高い農作物の安定供給を可能とする特色ある産地づくりなど、地域の多様な農業戦略への対応を進める観点から、畑地帯における区画整理、畑地かんがい施設の段階的整備^{*}、暗渠排水整備、農道整備などを推進します。

*段階的整備……営農団地毎の給水栓までの配管など、当面の営農に必要な部分を一次整備として実施し、その後、農家の営農の進展等に応じて、給水栓から作物に直接散水が可能となるような末端施設までの二次整備を実施して、段階的に全体の施設計画に近づける整備手法です。

(イ) 取組事業

- かんがい排水事業
- 畑地帯総合整備事業
- 通作条件整備事業 など



かんがい排水整備事業
だいほうすい
大放水地区（鶴田町、板柳町）



経営体育成基盤整備事業
きたみさわ
北三沢地区（三沢市）



広域営農団地農道整備事業
このへ
五戸地区（五戸町）



一般農道整備事業
ちようまえ
長前地区（弘前市）

ウ 農業水利施設のストックマネジメントの推進

(ア) 取組内容

● 農業水利施設の効率的な更新整備や保全管理の推進

県内には、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設が315施設あります。内訳は、水路が241路線（延長約640km）、ダム・頭首工・揚水機場等が64箇所、ため池が10箇所となっており、そのストック額（建設費）は1,200億円に及んでいます。

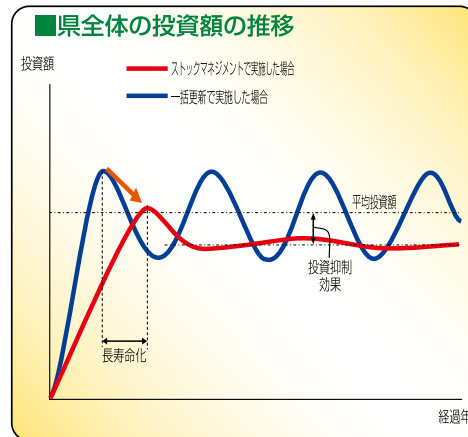
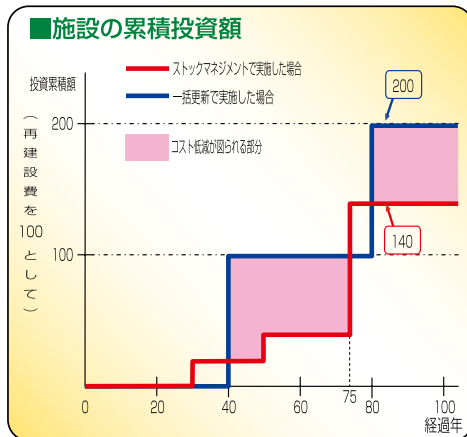
しかし、これらの施設は昭和30～40年代の築造が多く、耐用年数の経過や老朽化の進行により、安定的な農業用水の確保に支障を来しています。

このため、既存ストックの有効活用の観点から、適切な機能診断と予防保全対策により農業水利施設の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかるすべてのコスト）の低減を通じて、時代の要請に対応する効率的な更新整備や保全管理を推進します。

(イ) 取組事業

● 基幹水利施設ストックマネジメント事業 など

ストックマネジメントのイメージ



水路の老朽化



機能診断



施設の改修

いわきがわさかん (岩木川左岸2期地区) ひがしまた 東俣3号用水路

工 農村の地域資源の適切な保全管理の推進

(ア) 取組内容

● 農村協働力を活かした農村地域資源の保全管理の推進

農業者や土地改良区だけではなく、地域住民、NPO等の多様な主体の参画を促進し、農村協働力（農業生産面での相互補完、水路清掃等の共同活動など）を活用した地域ぐるみの農地、農業水路などの機能の維持・保全活動や、農村環境保全活動（共同活動）への支援に取り組みます。

また、農地周りの農業水路などの補修・更新等を計画的に行う、長寿命化のための活動（向上活動）への支援にも取り組みます。

(イ) 取組事業

● 農地・水保全管理支払交付金 など

<県内の取組状況>

管内	共同活動		向上活動	
	活動組織数	協定面積 (ha)	活動組織数	協定面積 (ha)
東青	42	3,897	—	—
中南	85	5,853	8	596
三八	40	1,630	10	230
西北	131	18,656	6	135
上北	57	4,405	9	394
下北	7	319	—	—
合計	362	34,760	33	1,355

農村地域資源の維持・保全活動（共同）



水路の泥上げ

かみぬまさき
上沼崎 保全グループ（東北町）



道路の砂利補修

まろい
町居水土里の会（平川市）

農村環境保全活動（共同）



道路敷地への植栽

びしゃもん
毘沙門地区農地・水・環境保全組織（五所川原市）

農村地域資源の長寿命化（向上）



水路の改修

あらいだい
洗平ふるさとクラブ（おいらせ町）

オ 活力ある安全・安心な農村づくりの推進

(ア) 取組内容

●農村の生活環境基盤等の整備の推進

快適で暮らしやすい活力ある農村づくりのため、農業集落排水処理施設や農業集落道などの生活環境基盤の整備を推進します。

また、都市部との交流、地域間の交流の促進に資する農村交流施設などの整備を推進します。

●田園自然環境の保全・創造の推進

県民全体の共有財産である農村の豊かな自然や美しい景観を守り育み、そして次世代に引き継いでいくため、自然や景観と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の保全・創造を推進します。

●農村の防災対策の推進

自然災害から農村地域住民の生命・財産を守るとともに、県土を保全し、安全・安心な農村づくりのため、ため池整備や地すべり防止など農村の防災対策を推進します。

(イ) 取組事業

●集落基盤整備事業

●中山間地域総合整備事業

●農業集落排水事業 など



中山間地域総合整備事業

なんぶ ちやう
南部町地区（南部町）



農業集落排水事業

みさわなんぶ
三沢南部地区（三沢市）



ため池等整備事業

できしま
出来島地区（つがる市）



農業水利施設魚道整備促進事業

おいらせがわ
奥入瀬川地区（十和田市）

(1) あおもり環境公共推進基本方針

農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習や文化など、かけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。

このため、青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、推進しています。

平成20年2月に作成した「あおもり環境公共推進基本方針」では、「環境公共」の実施に当たって、農林漁業者をはじめ、地域住民やNPO、企業、行政など多様な主体が共有すべき事項として、3つの方向性、5つの理念、3つの目標を示しています。



「環境公共」の概念



「環境公共」の基本的方向



「環境公共」の基本的方向
 （地域力の再生（新たな「結い」））

- 「環境公共」の実施を契機とし、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより、地域の人々などの参加を促進
- 自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生（新たな「結い」）を実現



「環境公共」の基本的方向
(強固な農・林・水の連携)

- 農業・林業・水産業の各分野の取組を、より強固に連携して実施
- 農・林・水の連携強化により、循環型で持続可能な農林水産業が実現され、安全・安心な食料生産が可能



「環境公共」の基本的方向
(環境への配慮から保全・再生へ)

- 農林水産業の生産性を高めるため、その基盤を整備しつつ、生物多様性などの観点から環境を保全・再生
- これまでの環境への配慮に加え、可能な限り環境を保全・再生



「環境公共」の実施手法

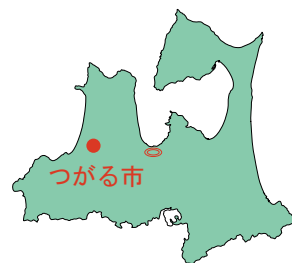
- 「環境公共」の実施に当たっては、多様な価値観を持つ人々が、事業の各段階に参加できるようなシステムを構築
- 従来の事業化に必要な手続きに加え、事業構想の策定や地区環境公共推進協議会の設立などの新たな手続きや体制を追加

(2)「環境公共」の取組事例

地域力を結集し、ため池を環境資源として未来へ ・出来島大堤地区（ため池等整備事業）

本地区では、ため池の浚渫により、用水の確保や災害を未然に防止するほか、魚介類の生存環境を復元することとしています。

また、地域の将来像を、【出来島ため池資源を未来へつなげよう】【出来島・水の資源8つの沼】としてまとめ、地域一丸となった保全活動できれいな水と環境保全をPRしています。



外来魚駆除状況

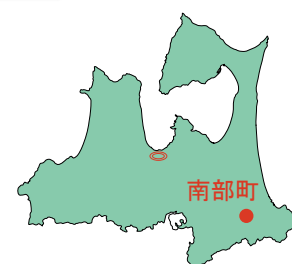


ジュンサイ移植作業状況

～ほ場整備を契機とした収益性向上と地域活性化～ ・地引地区（経営体育成基盤整備事業、南部町）

本地区では、地下かんがいによる生産性の高いほ場の造成と農地集積により、効率的な農業経営の確立に向けて取り組んでいます。

また、収益性の向上とともに、環境公共推進協議会等による地域環境の保全、イベント（田んぼアート）を活用した販売による減農薬・減化学肥料米のブランド化を目指しています。



環境公共地区協議会開催状況



田んぼアート

(3)「環境公共」の情報発信

県では、「環境公共」の一層の普及・拡大を図るため、“あおもり発！地域づくりの新しいかたち「環境公共」”として県内外に情報発信しています。

●「環境公共学会」の取組

本会は、「環境公共」の取組の輪をさらに広げながら、安全で安心な優れた農林水産物を生産する農山漁村を将来に引き継いでいくことなどを目指して、県内各地の取組や関連情報をホームページなどで県内外に発信しています。

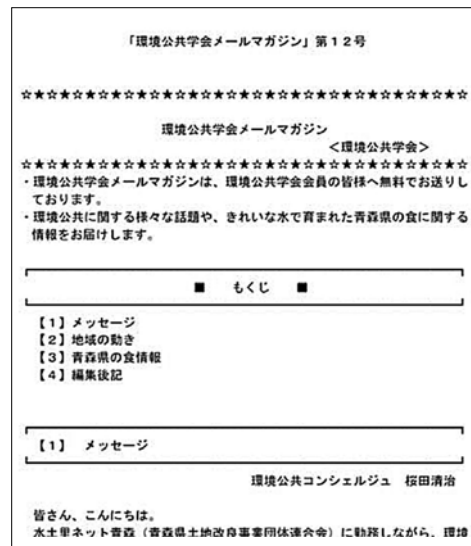


環境公共学会ブログ



「環境公共学会」ホームページ

URL <http://www.npo-afs.jp/kankyokoukyo-gakkai/>



環境公共学会メルマガ

●その他の取組

「環境公共」に関する最近の話題や各地区の取組状況を紹介する情報誌「環境公共通信」の発行や、県民が参加する各種大会やフォーラム会場で、「環境公共」に関する講演などを行いPRすることで、普及・拡大を図っています。



「環境公共」の推進に資する新技術普及研修会



H24年度きれいな水循環フォーラム

(4)「環境公共」を支える技術

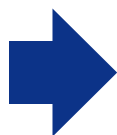
県内では、「環境公共」を支える技術として、「土壌硬化剤利用畦溝畔」「小水力発電」「地下かんがいシステム」などの取組が進められています。

●土壌硬化剤利用畦溝畔

土壌硬化剤を畦溝畔に使用することで畦溝畔の崩壊や浸食が防止され、除草剤に頼らず雑草を抑制できる環境保全効果の高い技術で、草刈り等の維持管理経費の軽減が期待されます。



施工前



施工後



土壌硬化剤
(マグホワイト)

●小水力発電

エネルギーの地産地消を目的として、ため池を活用した「長橋溜池発電施設」や、農業用水路の落差を活用した「早川1号発電施設」を設置するなど、農業水利施設を活用した再生可能エネルギーの普及拡大が図られています。



早川1号発電施設 (七戸町)



長橋溜池発電施設 (五所川原市)

●地下かんがいシステム

暗渠管を通じて地下から水を供給することにより、土壌中の地下水位を自在にコントロールでき、水管理の労力節減と農作物の収量増が期待されます。



施工見学会
(十三湖地区)



地下かんがいシステムを導入した
ほ場での大豆の生育状況

6 その他の取組（中山間地域等直接支払交付金）

（1）目的

農業・農村には、食料を生産するだけでなく、水源かん養や洪水防止、安らぎの場の提供などの多面的機能があります。都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かなくらしは、この多面的機能により守られています。

しかし、中山間地域（一定要件以上の傾斜地）では、高齢化が進む中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利なことから、担い手の減少や耕作放棄の増加などにより、多面的機能の低下が心配されています。

そこで、中山間地域の農地を耕作している農業者等に交付金を直接支払い、農業生産の維持を図って、多面的機能を確保するものです。

（2）取組内容

耕作放棄地の増加や多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、集落協定や個別協定に基づき、5年以上継続して行われる農業生産活動や多面的機能の維持につながる活動等を支援します。

平成22年度からは、中山間地域における高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直され、第3期対策（平成22年度～平成26年度）として実施しているところです。

（3）取組状況

本制度は平成12年度に創設され、平成25年度は31市町村、約1万1千haの農地でこの制度に取り組み、直接的効果である「農地の保全」や「多面的機能の確保」の他にも、共同利用機械の購入や認定農業者等の育成、地域の芸能・祭りなどによるコミュニケーション機能の活性化など、中山間地域の集落機能の活性化に取り組んでいます。

<平成25年度の取組状況（見込み）>

管内	活動協定数	交付面積 (ha)	交付金額 (千円)
東青	35	782	64,410
中南	141	4,216	343,666
三八	204	3,214	280,484
西北	147	1,911	190,352
上北	62	1,081	105,824
下北	7	70	5,054
合計	596	11,274	989,790



農道の補修



自然観察会

7 事業負担区分一覧

展開方向	事業名	採 択 基 準	事業主体	負 担 区 分			摘 要
				国	県	地元	
担い手への農地の集積の推進	1 経営体育成基盤整備事業	○一般型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・担い手への利用集積の面積割合が一定以上増加 ・認定農業者の一定割合以上の増加 等	県	50 55	27.5 27.5	22.5 17.5	中山間等地域
		○面的集積型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・担い手への面的集積の割合の面積割合が一定以上増加 等	県	50 55	27.5 27.5	22.5 17.5	中山間等地域
		○農業生産法人等育成型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・農業生産法人の設立が確実であること ・農業生産法人が設立済の場合は、特定農業法人となり農地利用規程を定める、かつ個別所得補償制度加入者となること ・農業生産法人等の経営等面積割合が30%以上になることが確実 等	県	50 55	27.5 27.5	22.5 17.5	中山間等地域
	1 かんがい排水事業 (1)かんがい排水事業(国営)	3,000ha以上(末端500ha以上)	国	2/3	17.0	16.33	ガイドライン(一般型)
	(2)かんがい排水事業(県営) ア かんがい排水事業	200ha以上(末端100ha以上) 畑地では100ha以上(末端20ha以上)	県	50 50 50	25 42.5 25	25 7.5 25	ガイドライン 指久保ダム H24継続地区(用水) H24継続地区(排水)
	イ 排水対策特別事業	20ha以上(末端5ha以上)	県	50 50	25 35	25 15	ガイドライン H24継続地区
	2 農業水利施設保全合理化事業 (1)農業水利施設等整備事業	下記工種の受益面積の合計が20ha以上(単工種でも可) ・用排水施設整備 ・暗渠排水 ・客土 ・区画整理	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	ガイドライン ()は中山間等地域
	(2)水利用再編促進事業 ア 水利用調整事業	水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	
	イ 水利用高度化推進事業	地域用水機能等を維持・増進する活動支援等	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	
	ウ 施設計画策定事業	整備計画を策定するための現況把握及び概略設計等	県	100			
エ 管理省力化施設整備事業	水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備事業費200万以上	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)		
オ 機能保全計画策定事業	農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な機能保全計画を策定する事業	県	100				
3 畑地帯総合整備事業 (1)担い手支援型	30ha以上で農業用排水施設整備、農道、区画整理及び関連する土層改良、農用地造成、農地保全、営農用水施設、交換分合等	県	50 50	25 30	25 20	ガイドライン H24継続地区	
(2)民生安定施設設置助成事業	防衛施設の設置又は運用により、農地の経営面積が縮小し、又は農業の振興計画が縮小され、若しくは中止される場合その他防衛施設の設置又は運用により、特に農業経営が阻害される場合	県	2/3	1/5	2/15		
4 基盤整備促進事業	(国：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち基盤整備) 5ha以上 農業用排水、農道、暗渠排水、客土、区画整理	市町村 改良区等	50 (55) <50> <(55)>	10 (10) <15> <(15)>	40 (35) <35> <(30)>	()は中山間等地域 < >はH18採択まで	
5 広域営農団地農道整備事業	1,000ha以上、総事業費20億円以上、車道幅員5m以上(離島、振興山村、過疎地域、半島地域、特定農山村地域、急傾斜地帯については、300ha以上、4m以上)	県	50	36.0 (38.3) [39.95]	14.0 (11.7) [10.05]	()はH21採択まで []はH18採択まで	
6 一般農道整備事業	50ha以上、総事業費5千万円以上、全幅員4.5m以上(振興山村、過疎地域、半島地域については、30ha以上)[豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯は全幅員4m以上]	県	50 50	25 50	25 0	一般 山村、過疎、半島	
7 基幹農道整備事業	50ha以上(振興山村、過疎地域、半島地域については30ha以上)車道幅員4.0m以上(離島、振興山村、半島地域については3.0m以上)1億円以上	県	50	37.0 (39.5) [42]	13.0 (10.5) [8]	()はH21採択まで []はH18採択まで	
8 通作条件整備事業	【一般型】 50ha以上、総事業費5千万円以上、全幅員4.5m以上(振興山村、過疎地域、半島地域については、30ha以上)[豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯は全幅員4m以上] 【基幹型】 50ha以上(振興山村、過疎地域、半島地域については30ha以上)車道幅員4.0m以上(離島、振興山村、半島地域については3.0m以上)1億円以上 【保全対策型】 50ha以上、3,000万円以上 ・保全対策基本方針が策定されていること	県	50 50 50	37.0 [38.3] 37.0 [39.5] 25	13.0 [11.7] 13.0 [10.5] 25	広域 基幹 一般 []はH21採択まで	
9 農業体質強化基盤整備促進事業	受益面積20ha以上 ・1地区事業費200万円以上 ・戦略作物又は地域の主要な作物の作付計画の策定	県	50 55	27.5 27.5	22.5 17.5	中山間等地域	

正味めらるるの事業、農地の確保
 食料安定供給の確保
 担い手の育成に資する生産基盤整備の推進

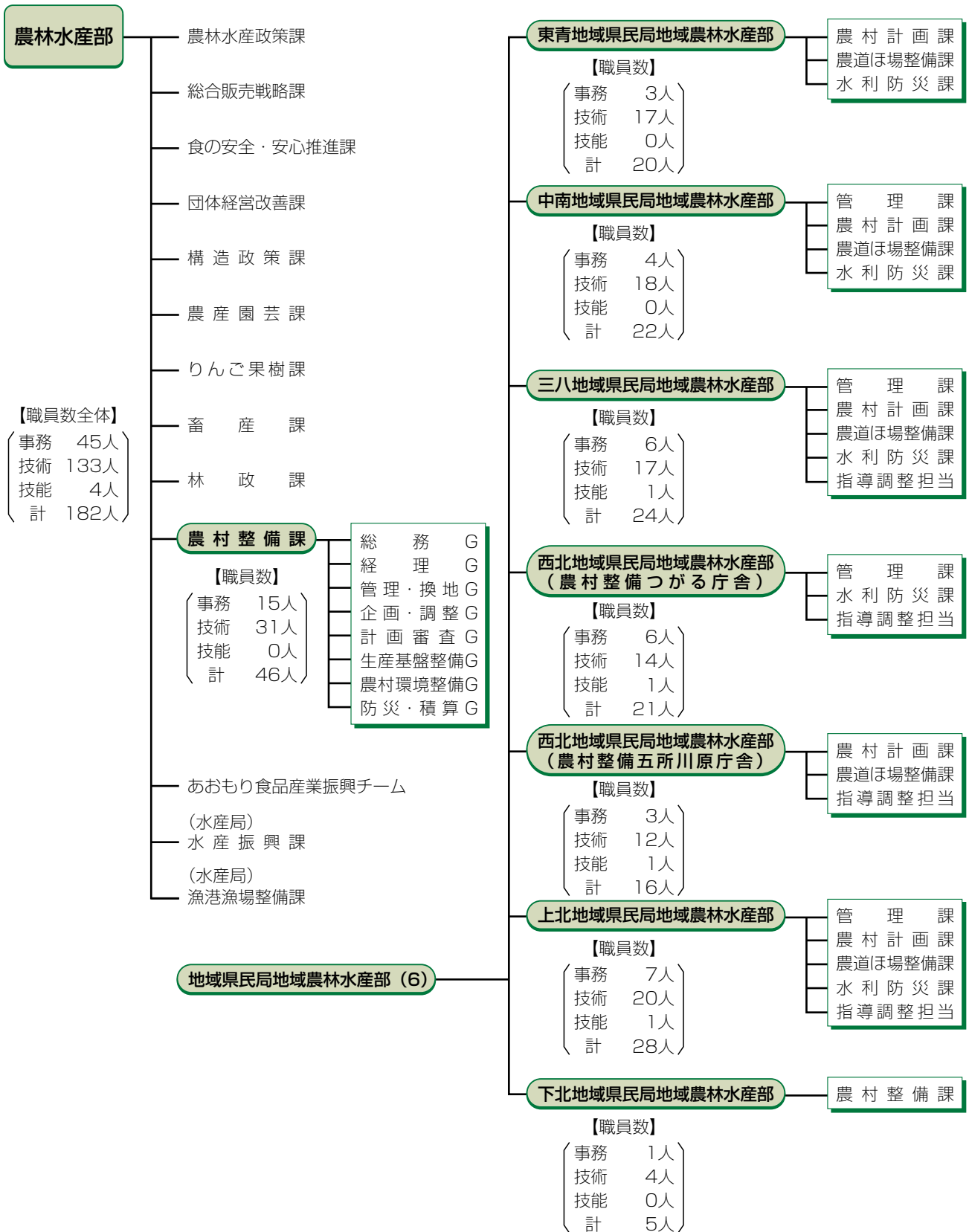
展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
農業水利施設のストックマネジメントの推進	1 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (1)機能診断	県営事業により造成された施設 ・施設現況調査、施設機能診断、機能保全対策等	県	50	50	—	
	(2)対策工事	受益面積100ha以上 ・機能保全計画に基づいた対策工事	県	50 50 50	25 25 ※29	25 25 ※21	ガイドライン 用水 排水 (※H25採択まで)
	2 広域農業用水適正管理対策事業	国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているもの	県	従前の国営土地改良事業と同率			
	3 基幹水利施設管理事業	農林水産大臣から管理委託を受けた基幹水利施設 (水田1,000ha、畑300ha以上)	県	30	40	30	
	4 基幹施設管理体制整備事業	(管理体制整備型) 国営造成施設又はこれと一体不可分な国営造成附帯県営造成施設を管理し、計画策定、推進、支援事業を実施する土地改良区(連合含む)	県	計画・推進 50 支援 50	25 25	(市町村) 25 (市町村) 25	
	5 維持管理適正化事業 (1)土地改良施設維持管理適正化事業 (2)施設改善特別対策事業	水土保全強化対策事業で行う診断・管理指導の対象となっている農業水利施設で、1施設200万円以上 施設整備改善計画に基づき水田農業構造改革の実施に資するための土地改良施設の整備改善で、1地区200万円以上	市町村 改良区等	30	30	40	
6 基幹水利施設管理技術者育成対策事業	国営土地改良事業で造成された施設で、農村振興局長が定める基準に合致するもの	県	30	15	55		
食料安定供給の確保	1 防災ダム事業	防災受益100ha以上の洪水調整ダム	県	55	39	6	
	2 ため池等整備事業 (1)ため池整備	大規模 100ha以上、8,000万円以上 (中山間地域 70ha以上、3,000万円以上)	県	55 (55)	28 (28)	17 (17)	本負担率は市町村ルートの場合 ()は中山間 等地域
		小規模 10ha以上、800万円以上 (中山間地域 5ha以上、800万円以上)	県	50 (55)	33 (33)	17 (12)	本負担率は市町村ルートの場合 ()は中山間 等地域
	(2)用排水施設整備	大規模 400ha以上、8,000万円以上 (中山間地域 200ha以上、3,000万円以上)	県	55 (55)	28 (28)	17 (17)	()は中山間 等地域
		小規模 20ha以上、800万円以上 (中山間地域 10ha以上、800万円以上) 土砂崩壊防止工事にあつては、防災受益5ha以上、800万円以上	県	50 (55)	33 (33)	17 (12)	()は中山間 等地域
	3 農業用河川工作物応急対策事業	大規模 1億円以上	県	55 (55)	37 (37)	8 (8)	()は中山間 等地域
		小規模① 5,000万円以上 小規模② 800万円以上5,000万円未満	①県 ②県、 市町村等	①50 (55) ②50 (55)	①42 (42) ②32 (32)	①8 (3) ②18 (13)	()は中山間 等地域
	4 湛水防除事業	小規模 30ha以上、5,000万円以上	県	50 [50] (55)	37 [39] (37)	13 [11] (8)	[]はH19採 択まで ()は中山間 等地域
	5 農村災害対策整備事業	1億円以上、 決壊のおそれのあるため池 2ha以上 災害発生のおそれのある用排水路 20ha以上 土留工その他の施設 5ha以上 【中山間等地域では、上記工種の受益面積の合計が10ha以上】 ※)特に甚大な被害を受けた地域(激甚災害指定)	県	50 (55)	29 (29)	21 (16)	ガイドライン ()は中山間 等地域
		事業費要件なし、 決壊のおそれのあるため池 2ha以上 災害発生のおそれのある用排水路 20ha以上 土留工その他の施設 5ha以上 農業用排水路 60ha以上(10ha以上) 区画整理 60ha以上(10ha以上) 農用地造成 40ha以上(10ha以上) 農道整備 50ha以上(10ha以上) 農用地の改良又は保全 20ha以上(10ha以上) ()は2以上の事業と併せ行う場合に適用 【中山間等地域では、上記工種の受益面積の合計が10ha以上】	県	50 (55)	29 (29)	21 (16)	ガイドライン ()は中山間 等地域

展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
国土強靱化の推進 農業・農村の多面的機能の発揮 活力ある安全・安心な農村への推進	6 震災対策農業水利施設整備事業 (1)震災対策ため池整備工事	大規模な地震等の発生に伴い湛水被害が生ずるおそれのある農業用ため池 大規模 次のいずれかに該当するもの ①防災受益70ha以上かつかんがい受益面積40ha以上 ②防災受益7ha以上、かんがい受益面積2ha以上 かつ農外想定被害額3億円以上	県	55	37	8	ガイドライン
	(2)震災対策用排水施設整備工事	小規模 防災受益7ha以上または農外想定被害額が4,000万円以上、かつかんがい受益面積2ha以上	県	50	32	18	ガイドライン
		大規模な地震等の発生に伴い湛水被害が生ずるおそれのある農業用水利施設（頭首工、樋門、用排水機場、水路等）	県	55	37	8	ガイドライン
		大規模 防災受益400ha以上	県	50	32	18	ガイドライン
		小規模 防災受益30ha以上	県	50	32	18	ガイドライン
	7 地すべり対策事業	5ha以上で「地すべり等防止法」第3条により指定された地すべり防止区域	県	50	50	0	
	8 水質保全対策事業（一般型）	農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去 10ha以上 公共用水域への排水が水質基準を満たしていない地域での対策 20ha以上	県	50 (55)	34 (34)	16 (11)	()は中山間 等地域
	9 特定農業用管路等特別対策事業	対象延長のうち、石綿等使用が50%以上 20ha以上	県	50 (55)	35 (35)	15 (10)	()は中山間 等地域
	10 海岸保全施設整備事業	海岸1km当たり防護面積5ha以上、防護人口50人以上、1億円以上	県	1/2	1/2	0	
	11 海岸環境整備事業	8,000万円以上	県	1/3	2/3	0	
	12 団体営農業集落排水事業	20戸以上（処理施設、主要管路、ポンプ施設資源循環施設他） で次の事項を内容とする資源循環促進計画が策定されていること ・農業集落排水汚泥等の有機性廃棄物の循環利用に関する事項 ・処理水の再利用等水循環の維持・増進に関する事項	市町村 改良区等	50	0	50	施設更新または汚水 処理施設整備交付金 による新設整備の場 合は補助事業で採択 農業集落排水促進事 業(限単)*1による補 助あり
	13 低コスト型農業集落排水施設更新支援 事業	既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の 向上を主な目的としないものであること 当該市町村内に整備された農業集落排水施設であって、3以上の 施設を対象とするものであること	市町村	定額	0	未定	機能診断に係る交付 金は、一施設当たり 200万円、最適整 備構成の策定に係る 交付金は一市町村当 たり500万円をそ れぞれ上限とする。
	14 集落基盤整備事業	農業生産基盤の整備及び集落基盤の整備を総合的に行うもの 総事業費が2億円以上であること	県	50	25	25	
	15 中山間地域総合整備事業	条件不利地域において生産基盤、生活環境基盤及び交流基盤等の 整備を総合的に行うもの。 生産基盤2工種以上、60ha以上	県	55 55	30.0 27.5	15.0 17.5	下物 上物
	16 農業水利施設魚道整備促進事業	事業計画区域及びその周辺の自然的社会的、歴史的諸条件やこれ らの地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当 と認められること 総事業費が5,000万円以上であること	県	50	50	0	
	17 災害復旧事業 (1)県営災害復旧事業 ア 農地災害復旧事業*2 農業用施設災害復旧事業*2 イ 海岸保全施設等災害復旧事業 ウ 地すべり防止施設災害復旧事業 (2)団体営災害復旧事業 ア 農地・農業用施設災害復旧事業	24時間雨量80mm以上の降雨洪水、地震等の異常な天然現象によっ て生じた災害で、県が管理する土地改良施設又は高度な技術を必要 とするもの。 暴風等による異常な高潮・波浪・津波により発生した災害で、1ヶ 所の工事費が120万円以上 地すべり発生区域のうち、地すべりにより発生した地すべり防止 施設の災害で1ヶ所の工事費が120万円以上 24時間雨量80mm以上の降雨洪水、地震等の異常な天然現象によっ て生じた災害で、農地・農業用施設1ヶ所の工事費40万円以上	県 県 県 市町村 改良区等	施設65 2/3 2/3 農地 50 施設 65	未定 1/3 1/3 0 0	未定 0 0 50 35	 基本補助率
	18 災害関連事業（県営）	原型復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業 と合わせ行う事業 原則として本災害を超えないもの	県	施設 50	25	25	
	19 災害関連事業（団体営）	原型復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業 と合わせ行う事業 原則として本災害を超えないもの	市町村 改良区等	施設 50	0	50	
	効果促進事業	（農山漁村地域整備交付金） 農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体と なって事業効果を高めるために必要なもの 農山漁村地域自主戦略計画の目標を達成するため、基幹事業と一 体となって事業効果を高めるために必要なもの	県 市町村等	基幹事業の負担割合に準じる （ただし、基幹事業の国負担割 合が55%の場合、5%分は地元 が負担する）			事業費の限度額 は、全体事業費 の20/100

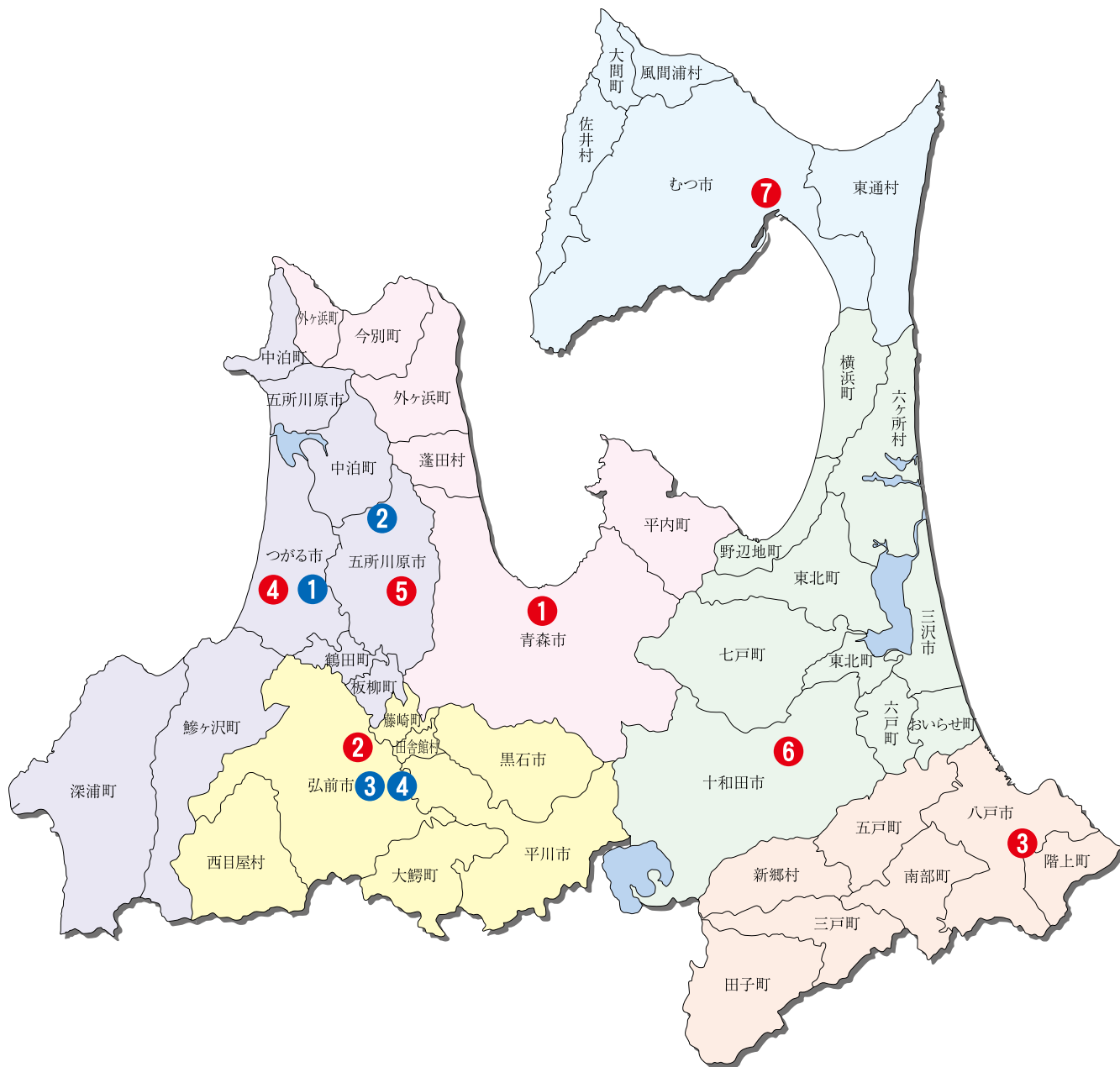
*1 年度事業費の5.5%（H17まで採択地区）、4.5%（H18以降採択地区）、3.5%（H23以降採択地区）を下水道事業債の元利償還等に要する経費に対して補助

*2 災害復旧事業の農地・農業用施設災害復旧事業の国負担率は基本負担率

8 組織図



9 関係機関一覧

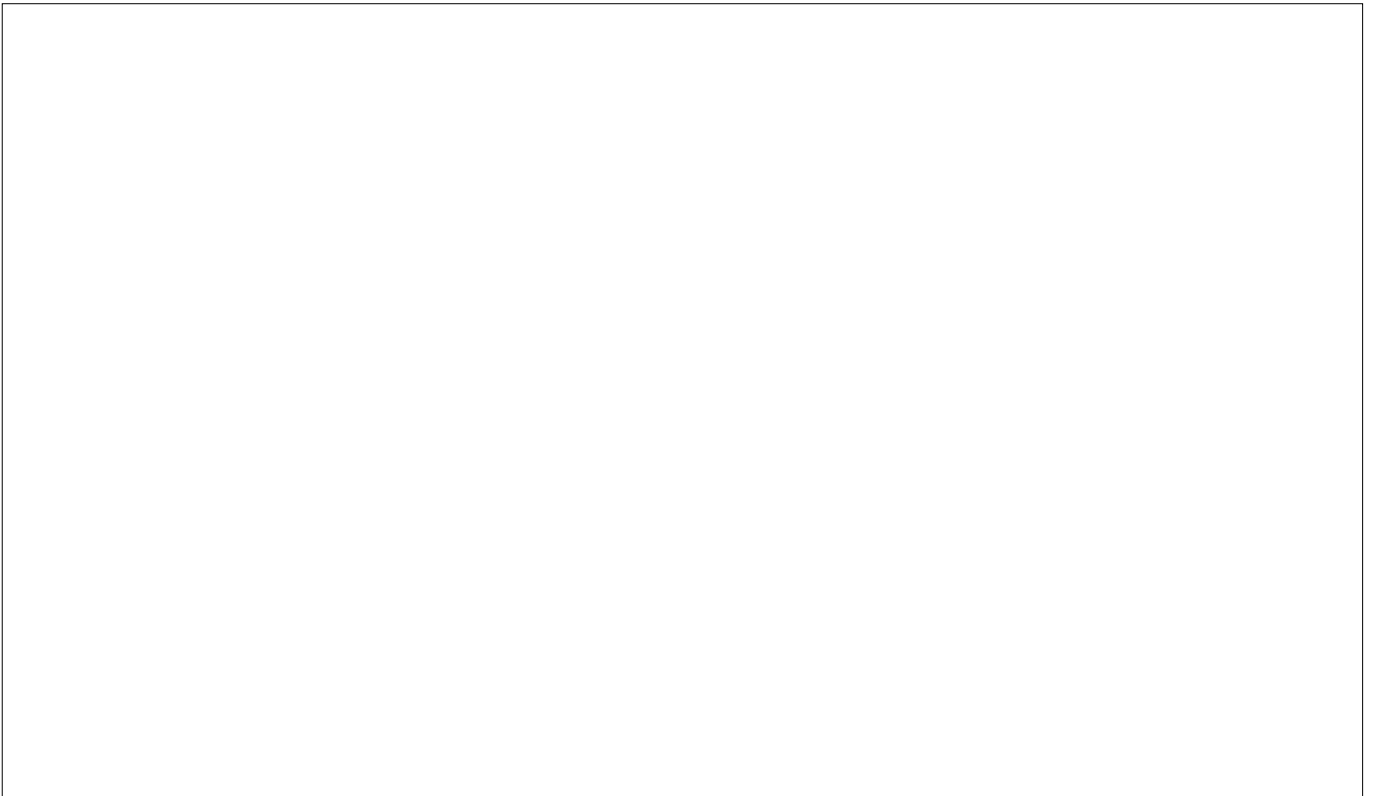


東北農政局

- ① 津軽農業水利事務所**
〒038-3136 つがる市木造萩野18-7
TEL 0173-42-7211 FAX 0173-42-1855
- ② 小田川農業水利事業建設所**
〒037-0202 五所川原市金木町芦野210-3
TEL 0173-54-1212 FAX 0173-54-2550
- ③ 北奥羽土地改良調査管理事務所**
〒036-8214 弘前市大字新寺町149-2
TEL 0172-32-8457 FAX 0172-35-3490
- ④ 平川二期農業水利事業所**
〒036-8084 弘前市大字高田1-10-9
TEL 0172-55-8844 FAX 0172-55-8845

県地域県民局

- ① 東青地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒030-0801 青森市新町2-4-30
TEL 017-734-9992 FAX 017-734-8312
- ② 中南地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒036-8345 弘前市大字蔵主町4
TEL 0172-33-6054 FAX 0172-32-4234
- ③ 三八地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒039-1101 八戸市大字尻内町字八百刈20-3
TEL 0178-27-1211 FAX 0178-27-1286
- ④ 西北地域県民局地域農林水産部（農村整備つがる庁舎）**
〒038-3137 つがる市木造若宮9-1
TEL 0173-42-4343 FAX 0173-42-6294
- ⑤ 西北地域県民局地域農林水産部（農村整備五所川原庁舎）**
〒037-0003 五所川原市大字吹畑字藤巻24-12
TEL 0173-35-7171 FAX 0173-35-7174
- ⑥ 上北地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒034-0082 十和田市西二番町10-21
TEL 0176-23-5245 FAX 0176-22-3929
- ⑦ 下北地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒035-0073 むつ市中央1-1-8
TEL 0175-22-8581 FAX 0175-22-3212
(内線246、247)





地域づくりの新しいかたち

環境公共

環境に貢献する農林水産公共事業



青森県農林水産部農村整備課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
TEL 017-722-1111(代表)(内3345~3348)
017-734-9545(直通)
FAX 017-734-8149
(問い合わせ先:企画・調整グループ)

[【農村整備課ホームページ】](http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/nseibi.html)



<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/nseibi.html>



この印刷物は1,400部作成し、印刷経費は1部当たり47.25円です。(図面除く)